

京都市建築基準条例の一部を改正する条例(平成20年6月20日京都市条例第7号)

(都市計画局建築指導部建築審査課)

次のとおり、建築物の敷地と道路との関係及び建築物の敷地に係る制限について必要な措置を講じるとともに、罰金の上限額を引き上げることとしました。

1 大規模建築物の敷地が、現に4メートル以上の幅員を有する道路に一定の長さ以上接しなければならないとする制限の適用除外

京都市建築基準条例の施行又は適用の際（以下「基準時」といいます。）現に存する大規模建築物（延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物をいいます。）のうち、当該制限に適合しないものの敷地に、建築物の一定の増築等をする場合において、原則として増築部分を耐火構造とし、増築後の建築物の床面積の合計が基準時の建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないこととする要件に適合し、かつ、市長が安全上及び避難上支障がないと認めるときは、当該制限を適用しないこととします。

2 高さが2メートルを超えるがけの付近の一定の範囲に建築物を建築してはならないとする制限の適用除外

擁壁を設置せずにがけの安全を確保することができるときは、当該制限を適用しないこととします。

3 罰金の上限額の引上げ

改正前	改正後
200,000円	500,000円

この条例は、平成20年8月1日から施行することとしました。

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年6月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第7号

### 京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 当該敷地上の建築物が特別許可建築物であるとき。

(2) この条例の規定の施行又は適用の際（以下「基準時」という。）現に存する建築物（現に建築の工事中のものを含む。）の敷地で、前項の規定に適合しないものに、建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（従前の用途の変更を伴わないものに限る。以下この条において「増築等」という。）をする場合において、次のいずれかに該当するとき。

ア 増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計が基準時における

当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計を超えないとき。

イ 増築等が次のいずれにも該当する場合で、市長が安全上及び避難上支障がないと認めるとき。

(ア) 増築等に係る建築物又は建築物の部分を耐火構造とすること。ただし、市長が防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(イ) 増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計が基準時における当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

第7条第3号を同条第4号とし、同条第2号の後に次の1号を加える。

(3) 当該がけの地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該

当するとき。

第45条第1項中「及び第3項」を「若しくは第3項」に、「及び第31条」を「又は第31条」に、「並びに」を「又は」に、「200,000円」を「500,000円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築審査課)